

別表第2（第3条関係）

◆石塀（石造その他の組積造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	申請者判定	審査判定
1	塀の高さ	塀の高さ1.2m以下である		
2	壁の厚さ	壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上である		
3	控壁	長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁が設置されている。（ただし、その部分における壁の厚さが判定区分2による壁の厚さの1.5倍以上ある場合は設置されてなくてもよい）		
4	基礎	基礎の根入れ深さは、20cm以上である		
5	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない		

※基準を満たしていない場合は「×」とする。

判定が「×」の場合は、状況が確認できる写真等を添付すること。